

令和9年度

支給認定申請・入園申し込みのてびき

【2号・3号(保育)認定向け】

支給認定申請・入園申し込みに必要な事項を記載しています。内容をよく読んでお申し込みください。
なお、申し込みにあたっては、事前に施設を見学し、施設の保育内容や環境等を確認してください。

1号(教育)認定の入園手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。



【お問い合わせ先】

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係
TEL:0952-86-5623

1. 教育・保育施設の利用について

教育・保育施設(保育所、認定こども園等)を利用するためには、教育・保育給付認定(以下、「支給認定」という。)を受ける必要があります。支給認定には3つの認定区分があり、お子様の年齢や保護者の状況に応じて町が認定を行います。

(1) 支給認定区分及び利用できる施設

お子様の年齢や保護者の状況(保育の必要性の有無)により、次のとおりとなります。

支給認定区分		保護者の状況	利用できる施設
保育が <u>不要</u>	1号認定	お子様が <u>満3歳以上</u> で、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(教育部分)
保育が <u>必要</u>	2号認定	お子様が <u>満3歳以上</u> で、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする場合	保育所 認定こども園(保育部分)
	3号認定	お子様が <u>満3歳未満</u> で、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする場合	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育

(2) 利用できる教育・保育施設の概要

施設区分		施設の概要	保育料
幼稚園		学校教育法に基づく教育施設で、満3歳から就学前の児童を対象とした、幼児教育を行う施設	無償
保育所		就労等の理由により、保護者に代わって保育を行う施設	【0歳～2歳児クラス】 保護者の市町村民税課税情報に基づき町が決定します 【3歳～5歳児クラス】 無償
認定こども園		幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設	
地域型保育	家庭的保育	0～2歳児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5名以下)を対象にきめ細やかな保育を行う施設	
	小規模保育	0～2歳児を対象に、比較的小規模な環境(定員6名～19名)で、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う施設	
	事業所内保育	0～2歳児を対象に、会社内や事業所の近辺に用意された保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に行う施設	

※年齢はクラス年齢(4月1日現在)です。

※別途、施設により教材費等が必要な場合があります。

(3)2号・3号(保育)認定の要件について

2号・3号(保育)認定を受けるためには、保護者が就労・疾病などの「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。また、「保育を必要とする事由」等に応じて施設を利用できる時間も異なります。

保育を必要とする事由	要件	施設を利用できる時間
就労	1か月に48時間以上労働することを常態としていること	就労等の時間が 月48時間以上120時間未満 ⇒ 保育短時間 月120時間以上 ⇒ 保育標準時間
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時看護または介護していること	
就学	大学その他の学校または職業訓練学校等に在学していること	
妊娠・出産	妊娠中または産後間もないこと	保育標準時間 ※短時間を希望する場合は短時間
疾病または負傷	疾病にかかっているまたは負傷していること	
障害	精神または身体に障害を有していること	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	
求職活動	求職活動を継続的に行っていること	保育短時間
育児休業	すでに保育所等を利用しており、育児休業の期間も引き続き保育所等を利用することが必要であると認められること	

(4)教育・保育時間について

施設を利用できる時間(教育・保育時間)は、支給認定区分や保護者の状況により異なります。

【1号(教育)認定の場合】

- 教育標準時間:1日4時間が標準の教育課程に係る時間

※ほとんどの施設で、教育標準時間前後に預かり保育を実施しています。

【2号・3号(保育)認定の場合】

- 保育標準時間:1日最大11時間の中で必要となる時間

- 保育短時間:1日最大8時間の中で必要となる時間

※保護者の状況等を審査し、町が保育時間を決定します。

《教育・保育時間の例》

7:30	8:30	9:00	14:00	16:30	18:30
預かり保育		教育標準時間(4時間程度)		預かり保育	
延長保育	保育短時間(8時間)			延長保育	
保育標準時間(11時間)					延長保育

※施設毎に開始・終了時間は異なります。詳細は各施設にご確認ください。

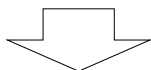
※預かり保育・延長保育の利用には、別途利用料がかかります。利用料金は施設毎に異なります。

2. 入園までの流れについて

(1) 基本的な流れ

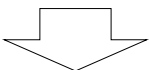
入園希望施設の見学

- 事前に施設に申し込み、施設の見学に行く
- 園の雰囲気や保育の方針など、施設毎に異なります
- 自宅や職場等から施設への送迎ルートも確認しておく



こども教育課へ入園を申し込む

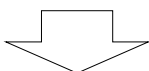
- 必要な書類を揃える(P5～6参照)
- 受付期間内に申し込む(P5参照)
- 第5希望まで希望を受け付けます



利用調整

- 提出された書類により、町で定めた利用調整基準表のとおり点数を付け、基準点を基に優先度が高いと判断された児童から順に調整する(先着順ではありません)(P7参照)
- 調整結果は文書にてお知らせ(発送予定日はP5参照)

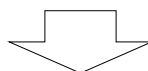
【注意】利用調整は町が行うため、施設では判断できません。



入所内定となった場合

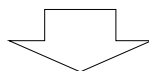
- 町から『施設利用承諾通知書』を送付
- 施設から入園説明会等の案内

【注意】入園内定後にキャンセルすると、次回以降の選考の際の基準点が減点されます。



入所不承諾となった場合

- 町から『施設利用不承諾通知書』を送付
- 希望施設以外に入園可能な施設があればご案内



入園(慣らし保育から通常保育へ)

慣らし保育とは・・・

入園後しばらくの間は、お子様が施設での生活に慣れるために短時間での保育(慣らし保育)が行われます。お子様が新しい環境・集団生活にスムーズに慣れていくために、状況を見ながら保育時間を数時間から徐々に延ばしていきます。(入園前の慣らし保育はできません)

【注意】入園日は原則毎月1日です。また、慣らし保育期間も保育料は通常通りとなります。

(2)希望施設の選択・見学について

保育指針や保育内容、設備、雰囲気などは、各施設によって異なります。実際に自分の目で見て、わからないことなどがあれば質問して確認することが重要です。施設の受入れ年齢(月齢)、開所時間、延長保育実施の有無、延長保育時間などは必ず確認して、希望の施設を選択してください。

また、ご自宅や職場との移動手段や移動時間も確認しておきましょう。普段の送迎だけでなく、雨天の場合や緊急の場合の送迎方法についてもイメージしておきましょう。

入園内定後に、「開所時間が間に合わない。」、「想像していた雰囲気と違う。」などの理由でキャンセルしたいということにならないよう、申し込みの前に入園を検討する施設に直接連絡し、見学のための日程調整をして、施設の見学を行ってください。

➤ 障害のあるお子様や配慮が必要なお子様

障害のあるお子様や配慮が必要なお子様の受け入れは、「集団保育が可能であること」を条件としています。ただし、クラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。

施設における与薬は原則行っておりませんが、必要のある場合には、見学の際、施設にご相談ください。

➤ 食物アレルギーや制限される食物があるお子様

食物アレルギーや宗教上の理由などにより制限される食物がある場合には、基本的に除去食や代替食による対応をしていますが、在園しているお子様のアレルギー対応の状況等により、受け入れできない場合があります。

入園を希望される場合は、見学時にアレルギー対応について各施設へご相談ください。

(3)申し込み受付期間及び結果通知発送予定日について

➤ 令和9年4月から令和10年3月までの間に施設の利用を希望される方の申し込み受付期間

⇒ 令和8年10月13日(火)から令和8年11月13日(金)まで

➤ 受付場所は、江北町教育委員会こども教育課窓口です。

※1号(教育)認定の入園申し込みは、各施設での受付となります。(町では受付できません。)

➤ 江北町では、入園希望月毎に受付期間を分けず、この期間に全ての申し込みを受け付けます。

➤ 結果は文書で通知します。(施設利用承諾・不承諾のどちらかのお知らせとなります。)

➤ 結果通知発送予定日は、令和9年2月中旬となります。

➤ 申し込みが集中し利用調整に時間を要する場合には、結果通知の発送が遅れることがあります。

➤ 町外施設を希望されている場合は、結果通知の発送が通常より遅れることがあります。

(4)申し込みに必要な書類について

書類の名称	書類の内容と注意事項
入園申込書兼支給認定申請書	申し込み児童1人あたり1枚
児童の保育・健康状況調査書	申し込み児童1人あたり1枚
支給認定申請及び入園申込に関する同意書兼誓約書	保護者氏名欄は 必ず自署 申し込み児童1人あたり1枚 (きょうだい同時申込時は世帯で1枚)
保育を必要とする事由の確認書類(P6参照)	保護者1人につき1部 【例】父・母ともに就労の場合 ⇒父・母それぞれの就労証明書を1部ずつ

《保育を必要とする事由の確認書類》

保育を必要とする事由		書類の名称	書類の内容と添付書類
就労	1 会社等に勤務	就労証明書	事業主が作成 育児休業を取得(予定を含む。)している場合は、 証明書に育児休業期間を記載
	2 自営業 (農林漁業等含む)	就労証明書	添付: 確定申告書等の写し
妊娠・出産			母子健康手帳の写し ※母の氏名と分娩予定日がわかるページ
疾病または負傷		保育施設への入園申し込み に係る診断書	医療機関に作成を依頼してください
障害			障害者手帳等の写し ※氏名と障害の程度がわかるページ
看護・介護		看護・介護申立書	添付: 看護・介護される方の 診断書(任意様式)等の写し
災害復旧			り災証明書等の写し
求職活動		求職活動申立書	添付: ハローワーク受付票の写し
就学			在学証明書・学生証の写し 及び時間割・カリキュラムがわかるものの写し
育児休業		就労証明書	育児休業の取得(予定)期間が記載されているもの

(5)利用希望期間(利用開始日と利用終了日)の例

パターン	利用開始日と終了日
就労(育児休業等からの 復職を含む。)の場合	【開始日】 就労開始日の前月(就労開始日が月の後半(16日以降)の場合は当月)初日から ≪例1≫ 就労開始日が8月1日～15日の場合 ⇒ 7月1日から ≪例2≫ 就労開始日が8月16日～31日の場合 ⇒ 8月1日から 【終了日】 退職した場合は、退職した日の月末まで
妊娠・出産の場合	【開始日】 出産予定日の前月(出産予定日が月の後半(16日以降)の場合は当月)初日から ≪例1≫ 出産予定日が8月1日～15日の場合 ⇒ 7月1日から ≪例2≫ 出産予定日が8月16日～31日の場合 ⇒ 8月1日から 【終了日】 出産日の翌々月(出産日が月の前半(15日まで)の場合は翌月)の月末まで ≪例1≫ 出産日が8月1日～15日の場合 ⇒ 9月30日まで ≪例2≫ 出産日が8月16日～31日の場合 ⇒ 10月31日まで
求職活動の場合	【開始日】 求職活動を開始した(または開始予定)の月の初日から ≪例≫ 求職活動を8月から開始予定の場合 ⇒ 8月1日から 【終了日】 利用を開始した日の翌々月の月末まで ≪例≫ 8月1日に利用を開始した場合 ⇒ 10月31日まで

(6) 申し込み上の注意点について

- 申込書や添付書類に不足や不備がある場合は、受付できません。提出前に今一度ご確認ください。
- 0歳児の受入月齢は各施設で異なります。詳しくは各施設へお尋ねください。
- 提出書類が事実と異なる場合は、入園内定・決定・支給認定を取り消す場合があります。
- 申し込み後に保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合は、必ず届け出てください。
(勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚など)
- 入園申込書等は、毎年度提出する必要があります。(継続希望の場合も、現況届として提出していただきます)

(7) 住所地以外の施設を希望する場合について

- 江北町在住で、町外の施設を希望する場合 申し込み先:江北町
 - ・施設入園の可否は施設が所在する市区町村が行います。
 - ・事前にご自身で、施設が所在する市区町村に入園申込の受付締め切りなどをご確認ください。
- 町外在住で、江北町の施設を希望する場合 申し込み先:住所地の市区町村
 - ・住民登録がある市区町村を通じて申し込みの受付、入園の可否をお伝えいたします。
 - ・江北町在住の方が優先となります。
 - ・広域入所制度がない市区町村もあるので、住民登録のある市区町村にご確認ください。

3. 利用調整について

保育施設の利用可能人数を上回る申し込みがあった場合は、保護者の状況等を点数化し、優先度が高いと判断された児童から入園を内定します。

《利用調整の例》

空き状況		希望者	点数	第1希望	第2希望	第3希望	選考結果
A施設	なし	Xさん	25点	A施設	記入なし	記入なし	⇒入園不承諾
B施設	1人	Yさん	23点	A施設	B施設	C施設	⇒B施設へ内定
C施設	1人	Zさん	20点	B施設	A施設	C施設	⇒C施設へ内定

- Xさんの場合
第1希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
- Yさんの場合
第1希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
第2希望:1人分の空きがあり、Zさんより点数が高いため、B施設へ入園内定となります。
第3希望:第2希望で入園内定となったため、調整は行いません。
- Zさんの場合
第1希望:施設に1人分の空きがあるものの、Yさんより点数が低いため、入園不承諾となります。
第2希望:施設に空きがないため、入園不承諾となります。
第3希望:施設に1人分の空きがあり、Zさん以外の希望者がいないため、入園内定となります。

第1希望しか記入していない場合はその施設に空きがない時点で入園不承諾となります。新規で申し込みをされる方は、可能な限り多くの施設を希望されることをおすすめします。

4. 入園後の手続き

(1) 保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合

- 保育を必要とする事由や世帯構成が変わった場合は、必ず届け出てください。
(勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚など)
- 支給認定期間が年度途中で終了する場合(求職活動で申し込みを行っている場合など)で、継続的に施設の利用を希望する場合は、改めて「保育を必要とする事由」の確認書類(就労証明書など)の提出が必要です。

(2) 保育必要量(保育時間)の変更

- 保育を必要とする事由や時間の長さに応じて標準時間認定、短時間認定を受けることになりますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合は、標準時間認定を申請することができます。

(3) 転園について

- 原則として、町内施設間での転園は行っておりません。
- 転園を希望される場合は、翌年度の入園申し込みの際にその旨の申込書をご提出ください。
ただし、新規申し込み扱いとなりますので、必ずしも希望通りに転園できるとは限りません。

(4) 施設の退園について

- ご都合により退園する場合は、速やかに「保育実施解除申出書」をこども教育課に提出してください。
退園日は、原則月末となります。(月途中での退園はできません。)
- 「保育実施解除申出書」の提出がない場合は、通園していない期間も保育料等をお支払いいただきます。
- 保育の必要性がなくなった場合は、2号・3号(保育)認定での利用継続はできません。

(5) 支給認定区分の変更について

- 1号(教育)認定で認定こども園を利用しており、保護者が保育を必要とする事由に該当(就労など)するようになったため2号(保育)認定への変更を希望される場合は、保育を必要とする事由の確認書類(P6参照)をご準備いただき、こども教育課で手続きを行ってください。
- 2号(保育)認定で認定こども園を利用しており、1号(教育)認定への変更を希望される場合は、施設にご相談ください。

5. 利用者負担額(保育料等)について

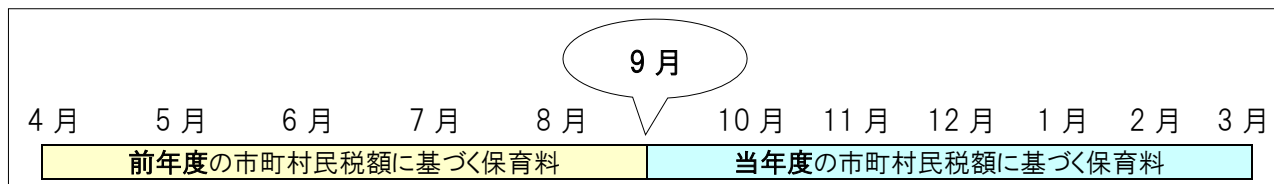
1号(教育)認定の満3歳児以上、2号・3号(保育)認定の3歳児クラス以上及び0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯が無償化の対象となります。

(1) 保育料について

- 保育料は、児童の安全・健康・給食及び施設設備の充実など、児童を衛生的な環境で健やかに育成するために必要な費用の一部(保護者負担分)となります。
- 施設によっては基本となる保育料のほか、教材費などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。
- 追加の負担額については、施設毎に異なります。詳しくは各施設にご確認ください。

(2) 保育料の算定方法について

- 保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税(住宅借入金等の税額控除前のもの)に基づき算定します。(P11「江北町階層別利用者負担額基準表」参照)
- 4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定します。



- 税情報が確認できない場合(未申告等)
 - ・最高階層で仮決定します。
- 離婚した場合(離婚後も同居している場合除く)
 - ・変更の届出日の翌月から保育料等の変更を行います。
 - ・離婚調停中はそれを証明する公的な書類(裁判所の証明や期日呼出状など)をご提出ください。
- 祖父母と同居している場合
 - ・児童の父母ともに市町村民税所得割額が非課税かつ父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、世帯分離等に関わらず同居する祖父母等の市町村民税額により保育料を算定します。
- 婚姻した場合
 - ・婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税額を合算して算定します。
- 年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度中の保育料は変わりません。

(3) 保育料の軽減制度について

- 在籍児童が2号・3号(保育)認定を受けている場合、教育・保育施設等を利用する就学前のお子様についてカウントし、第2子が半額、第3子が無償となります。

出生順	1人目	2人目	3人目
ケース1	5歳:第1子無償	2歳:第2子半額	0歳:第3子無償
ケース2	小学生	2歳:第1子全額	0歳:第2子半額
ケース3	小学生	小学生	0歳:第1子全額

※年齢はクラス年齢(4月1日現在の年齢)です。

- きょうだいで利用する施設が異なる(支給認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。
- 多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯は、生計を一にする最年長のお子様を第1子とし、第2子が半額、第3子が無償となります。

出生順	1人目	2人目	3人目
ケース1	5歳:第1子無償	2歳:第2子半額	0歳:第3子無償
ケース2	小学生	2歳:第2子半額	0歳:第3子無償
ケース3	小学生	小学生	0歳:第3子無償

※年齢はクラス年齢(4月1日現在の年齢)です。

- ひとり親世帯等に係る軽減

市町村民税所得割額が 77,101 円未満のひとり親世帯等は、生計を一にする最年長のお子様を第1子とし、第2子以降が無償となります。

(4) 保育料の納付について

- 保育事業の運営において、保育料の納入は不可欠なものです。期限内の納付をお願いします。
- 保育料の納付方法等については入園する施設の種別によって異なります。

保育所 ⇒ 保育料の納付は江北町に行います

納付書または口座振替でのお支払いとなります。

- 納付書・・・毎月中旬に郵送します。金融機関窓口またはコンビニエンスストアでお支払いください。
- 口座振替・・・毎月月末にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

[利用できる金融機関]

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信金、佐賀西信組、佐賀県農協、ゆうちょ銀行

[手続きの場所]

指定口座の金融機関窓口

[必要なもの]

指定口座の預貯金通帳、金融機関のお届け印

認定こども園・地域型保育事業所 ⇒ 保育料の納付は施設に行います

施設毎に納付方法が異なります。詳しくは施設にご確認ください。

(5) 保育料を滞納された場合

- 毎月の納期内にお支払いがなかった場合は『督促状』または『催告書』が届きます。
- 勤務先、自宅へ電話や調査を行います。
- 児童手当からの徴収や、給料等の差押(滞納処分)を行う場合があります。
- 理由なく滞納が続く場合、退園していただく場合があります。

江北町階層別利用者負担額基準表【1号(教育)認定】

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額		
		満3歳以上児	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)	0円		
第3階層	77,100円以下	0円		
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	0円		徴収
第5階層	211,201円以上	0円		

江北町階層別利用者負担額基準表【2号・3号(保育)認定】

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額					
		3歳未満児		3歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円				
第3階層	48,600円未満	15,000円	14,800円				
	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	6,800円	6,800円				
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	18,000円	17,600円				
	48,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	6,800円	6,800円				
第4-2階層	57,000円以上 97,000円未満	24,000円	23,600円				徴収
	77,101円以上 97,000円未満 (ひとり親世帯等)	24,000円	23,600円				
第5-1階層	97,000円以上 121,000円未満	28,000円	27,400円				
第5-2階層	121,000円以上 145,000円未満	32,000円	31,400円				
第5-3階層	145,000円以上 169,000円未満	36,000円	35,400円				
第6-1階層	169,000円以上 213,000円未満	40,000円	39,000円				
第6-2階層	213,000円以上 257,000円未満	44,000円	43,000円				
第6-3階層	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,000円				
第7-1階層	301,000円以上 349,000円未満	54,000円	52,800円				
第7-2階層	349,000円以上 397,000円未満	54,000円	52,800円				
第8階層	397,000円以上	54,000円	52,800円				

※年齢はクラス年齢(4月1日現在)です。

6. 町内の教育・保育施設について

➤ 保育所

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
江北保育園	江北町大字山口1184番地1 TEL:0952-86-4350	—	100人	1歳～5歳

➤ 認定こども園

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
えいりんじこども園	江北町大字上小田2378番地 TEL:0952-86-5271	15人	100人	0歳～5歳
江北ひかりこども園	江北町大字佐留志2024番地1 TEL:0952-65-1070	15人	117人	0歳～5歳
ひとのねこども園	江北町大字山口1866番地1 TEL:0952-37-1238	15人	45人	0歳～5歳

➤ 地域型保育事業所(小規模保育)

施設名	所在地・連絡先	教育定員	保育定員	受入可能年齢
小規模保育所 なのはな	江北町大字山口2018番地1 TEL:0952-86-4317	—	19人	0歳～2歳
ニチイキッズ こうほく保育園	江北町大字佐留志2001番地 TEL:0952-86-2367	—	19人	0歳～2歳

※年齢はクラス年齢(4月1日現在)です。

7. よくある質問

Q1)受付期間内に申し込みをしていますが、事情が変わったため保育所等へ入所させたいと考えています。空きがある施設はありますか？

A1)こども教育課へご連絡ください。その時点での空き状況を回答いたします。なお、あくまでその時点での空き状況ですので、申し込みをされるまでの間に空きがなくなる場合があります。

Q2)〇〇保育園に空きがあると聞きました。後日申し込みをしますので、入所を予約できませんか？

A2)申し込み前に入所を予約することはできません。お早めに申し込みを行ってください。

Q3)子どもが3歳になりました。保育料が無償化になるのはいつからですか？

A3)保育料の無償化は、3歳になった翌年度4月分からです。

Q4)9月から保育料が高くなりました。なぜですか？

A4)保育料は、8月分までは前年度の市町村民税額(前々年中の給料等)によって算定され、9月分からは当年度の市町村民税額(前年中の給料等)によって算定されます。前々年中に育児休業等を取得していないかご確認ください。

Q5)保育標準時間で預けることになっているので、その時間はずっと預けてもいいですか？

A5)保育施設は、保護者が就労等により家庭保育ができない場合に、保護者に代わり保育をする施設です。仕事が終わったら、できるだけ速やかにお迎えをお願いいたします。